

市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育を必要とする乳幼児に対し必要な保育を確保するため、国が定める保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に基づく保育所等、保育所機能部分及び小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁整備事業並びに防犯対策強化整備事業を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人保育所等整備交付金（以下「補助金」という。）を交付することについて、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。以下「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所を含む。以下この号において同じ。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。別表第2において同じ。）において法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分並びに保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に基づき設置する保育所分園並びに幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いに

ついて（平成28年8月8日府子本第555号、28文科初第682号及び雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。次号において「認定こども園分園設置取扱通知」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園及び保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分をいう。

- (2) 保育所機能部分 認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該部分の定員が20人以上の場合に限る。）及び認定こども園分園設置取扱通知に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する事業（市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第28条に規定する小規模保育事業A型に限る。）を行う事業所をいう。
- (4) 創設等 創設（新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備することをいう。）、増築（既存施設の現在定員の増員を図るために整備することをいう。）及び増改築（既存施設の現在定員の増員を図るために増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。）をいう。
- (5) 保育所等に関する施設整備事業 保育所等の創設等を実施する事業をいう。
- (6) 保育所機能部分に関する施設整備事業 保育所機能部分の創設等を実施する事業をいう。
- (7) 小規模保育事業所に関する施設整備事業 小規模保育事業所の創設等を実施する事業をいう。
- (8) 防音壁整備事業 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に近隣住民の生活環境の保

全が見込まれる防音壁を整備する事業をいう。

- (9) 防犯対策強化整備事業 施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に非常通報装置又は防犯カメラの設置、外構等の設置又は修繕その他必要な安全対策に係る整備をする事業いう。

(補助対象事業及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとし、その交付の対象となる者（第6条第7号及び第8号において「補助対象者」という。）は、市長が当該補助対象事業を行う必要があると認める当該補助対象事業を行う社会福祉法人とする。

- (1) 保育所等に関する施設整備事業
- (2) 保育所機能部分に関する施設整備事業
- (3) 小規模保育事業所に関する施設整備事業
- (4) 防音壁整備事業
- (5) 防犯対策強化整備事業（別表第2の4の表1施設当たりの項第1号ア又はイに掲げる額のいずれか少ない額が30万円未満の場合及び同項第2号ア又はイに掲げる額のいずれか少ない額が30万円未満の場合を除く。）

(補助金の対象除外)

第4条 次に掲げる費用は、前条各号に掲げる補助対象事業に該当する費用であっても、補助金の交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業に要する費用のうち、防音以外を目的とした整備に要する費用

(5) 防犯対策強化整備事業に要する費用のうち、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

(6) その他補助金の交付の対象とする費用として適當と認められない費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該補助対象事業に要した経費に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

(1) 保育所等に関する施設整備事業 次のアからウまでに定める額を合計した額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1に定める費用（以下「補助対象経費」という。）の実支出額に3分の2を乗じた額、補助対象事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額（以下「控除後総事業費」という。）に3分の2を乗じた額又は別表第2の1の表に定める補助基準額のいずれか少ない額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ウを除き、以下この条において同じ。）

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に12分の1を乗じた額、控除後総事業費に12分の1を乗じた額又はアの補助基準額に8分の1を乗じた額のいずれか少ない額

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、創設等を実施した後の保育所等の定員数に280万円を乗じて得た額又は控除後総事業費のいずれか少ない額から、アの補助基準額に2分の3を乗じた額、補助対象経費の実支出額又は控除後総事業費のいずれか少ない額を減じた額に4分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 保育所機能部分に関する施設整備事業 次のア及びイに定める額を合計した額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額、控除後総事業費に2分の1を乗じた額又は別表第2の2の表に定める補助基準額のいずれか少ない額

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に4分の1を乗じた額、控除後総事業費に4分の1を乗じた額又はアの補助基準額に2分の1を乗じた額のいずれか少ない額

(3) 小規模保育事業所に関する施設整備事業 次のア及びイに定める額を合計した額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じた額、控除後総事業費に3分の2を乗じた額又は別表第2の3の表に定める補助基準額のいずれか少ない額

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に12分の1を乗じた額、控除後総事業費に12分の1を乗じた額又はアの補助基準額に8分の1を乗じた額のいずれか少ない額

(4) 防音壁整備事業 次のア及びイに定める額を合計した額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額、控除後総事業費に2分の1を乗じた額又は359万円のいずれか少ない額

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に4分の1を乗じた額、控除後総事業費に4分の1を乗じた額又は179万5千円のいずれか少ない額

(5) 防犯対策強化整備事業 次のア及びイに定める額を合計した額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額、控除後総事業費に2分の1を乗じた額又は別表第2の4の表に定める補助基準額のいずれか少ない額

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に4分の1を乗じた額、控除後総事業費に4分の1を乗じた額又はアの補助基準額に2分の1を乗じた額のいずれか少ない額

(交付の条件)

第6条 規則第3条後段の規定により補助金の交付を決定する際に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業のうち、整備計画、設置計画又は防犯計画（次号及び第3号において「整備計画等」という。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 整備計画等に記載された事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならぬこと。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。
- (6) 補助金の交付を受けた者が、前号の保存期間が満了しない間に解散す

る場合は、その権利義務を承継する者（権利を承継する者がいない場合は市長）に同号の帳簿及び証拠書類を引き継がなければならないこと。

- (7) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、国要綱別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより補助対象者に収入があった場合、又は前号の規定による報告があった場合は、その収入又は当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（実績報告書の添付書類）

第7条 規則第5条の実績報告書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績報告概要書
(2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の精算）

第8条 規則第4条の規定により補助金の概算払を受けた者は、規則第6条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年2月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(補助対象事業等の特例)

- 2 第3条第1号の規定にかかわらず、保育所等に関する施設整備事業であつて、当該事業の完了までに、当該事業を開始する日の属する年度の末日を超えるものに係る補助対象事業は、当該事業のうちその年度に実施する部分とすることができます。
- 3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける補助対象事業に係るその年度分の補助金の額は、同条第1号の額にその年度における当該補助対象事業の進捗率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該補助対象事業に要した経費に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。
- 4 第5条の規定にかかわらず、市有地を活用して実施する保育所等に関する施設整備事業であつて市長が特に必要と認めるものに係る補助金の額は、工事請負契約等を締結する単位ごとに、控除後総事業費に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 第5条の規定にかかわらず、附則第2項及び前項の規定の適用を受ける補助対象事業に係るその年度分の補助金の額は、同項の額にその年度における当該補助対象事業の進捗率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(令和3年度における防音壁整備事業の特例)

- 6 令和3年度に実施する防音壁整備事業であつて、近隣住民等への配慮から市長が特に必要と認めるものに係る第2条第8号の規定の適用については、同号中「小規模保育事業所」とあるのは「小規模保育事業所その他の防音設備を必要とする建築物」と、「防音壁」とあるのは「防音壁その他の防音性能を有する設備」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市川市保育所等整備交付金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、平成28年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、平成28年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月26日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市川市保育所等整備交付金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、平成29年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、平成29年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市川市保育所等整備交付金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、平

成30年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、平成30年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。ただし、第2条及び別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、平成30年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条及び別表第2の規定は、令和2年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、令和元年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第4号の規定は、令和2年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、令和元年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第4項及び第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市保育所等整備交付金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱（以下「新社会福祉法人要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、令和2年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

3 新社会福祉法人要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、令和2年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市保育所等整備交付金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市保育所等整備交付金について適用し、令和2年度分までの市川市保育所等整備交付金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育所等整備交付金について適用し、令和2年度分までの市川市社会福祉法人保育所等整備交付金については、なお従前の例による。